

1.はじめに

1-1 戦略策定の目的

本市では、モータリゼーションの進展や郊外型大規模小売店舗の立地など都市機能の拡大傾向が続くものの、中心市街地の人口減少や都心部における空洞化に歯止めを掛ける街なか居住の施策や、高齢化率が増加するなかでも高齢者への交流の場づくりなど外出機会増加策や、土地利用の郊外化に伴う自動車交通の一層進展するなかでも環境や交通弱者にやさしい公共交通利用促進策を推進しています。

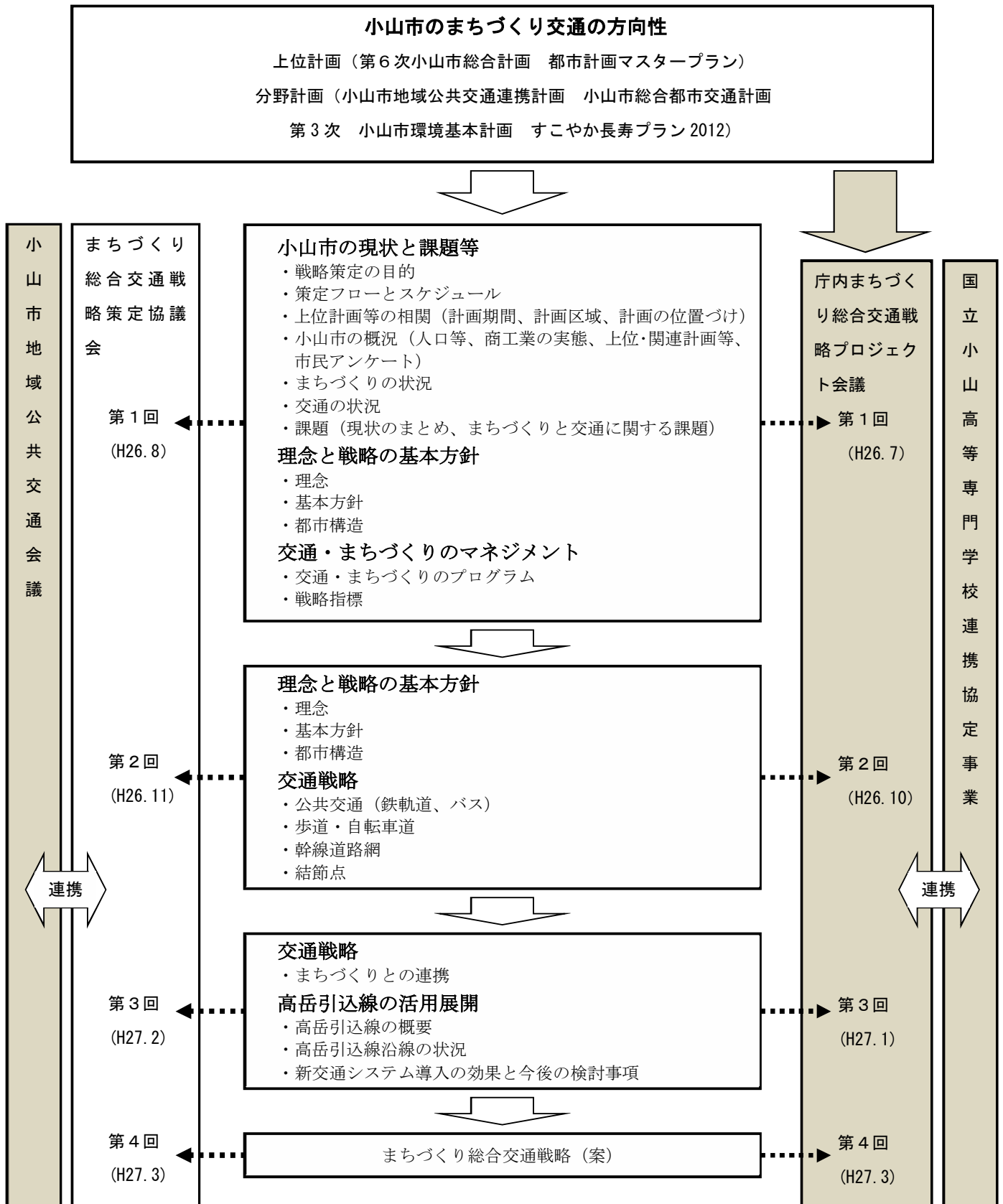
こうした中、本市では、「第6次小山市総合計画」の基本計画において示した“住みたい・住み続けられる人と企業を呼び込むプロジェクト”の実現を目指して、市街地再開発事業などのまちなか居住推進事業や、栗宮新都心構想、農住まちづくり構想などを展開し、国の総人口が減少するなかにも小山市の人口は増加し続けています。

しかし、今後、全国的な高齢社会の加速が予想され、国が新たに打ち出した“地方創生”と連動して持続的に人と企業を呼び込むためには、快適な市民生活のためのまちづくりと持続的発展を支える総合的な交通体系を一体的に推進することが急務となります。

そのため、平成16年に策定した小山市総合都市交通計画に示された各交通手段の計画を踏まえながら、より一層まちづくりとの連携を高めて短期的・集中的に対応すべきまちづくり交通の課題を検討し、本市の交通体系として整理したうえで、その実現のための具体的な施策を推進するために、小山市まちづくり総合交通戦略を策定することとしました。

本計画の策定にあたっては、学識経験者、市民、交通事業者、各種団体、行政関係者で構成される「小山市まちづくり総合交通戦略策定協議会」を設置し、専門的見地による意見を聴きながら、まちの将来像の実現に必要な交通施策について検討を行います。

1-2 策定フローとスケジュール



1-3 上位計画等との相関

1-3-1 計画期間

- ・ 小山市まちづくり総合交通戦略は、総合計画の計画期間と整合を図り、平成27年度から平成36年度の10年間を計画期間とします。
- ・ また、次期総合計画後期計画の策定にあわせ、本計画の中間段階で評価・見直しを行い、短期・中期目標の実現を目指します。

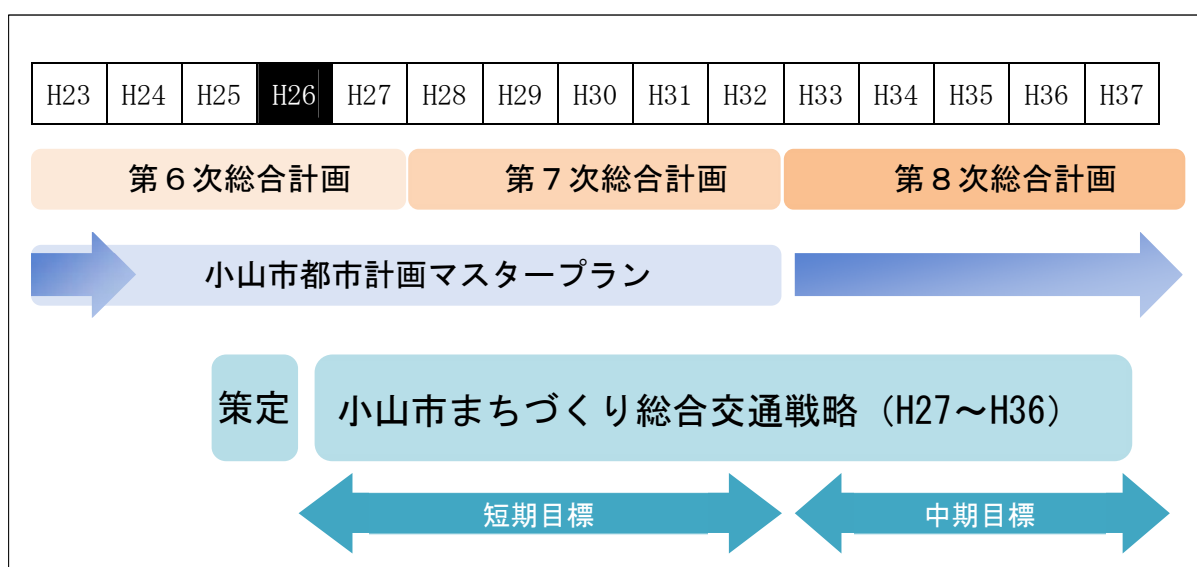


図 1-1

1-3-2 計画区域

- ・ 小山市まちづくり総合交通戦略では、市全体の将来都市像の実現に向けた都市交通分野の計画を立案することから、計画区域を小山市全域とします。

1-3-3 小山市まちづくり総合交通戦略の位置づけ

- ・ 小山市まちづくり総合交通戦略は、小山市の上位計画である「第6次総合計画」や「都市計画マスタープラン」で定める将来都市像の実現に向けて実施すべき施策を定めます。
- ・ また、本計画における公共交通分野の実行計画として、「小山市総合都市交通計画」を基本とするとともに、環境・健康福祉に関する市の計画と整合を図りつつ、短期・中期に達成すべき交通施策を戦略的に推進する事業プログラムを示すものです。

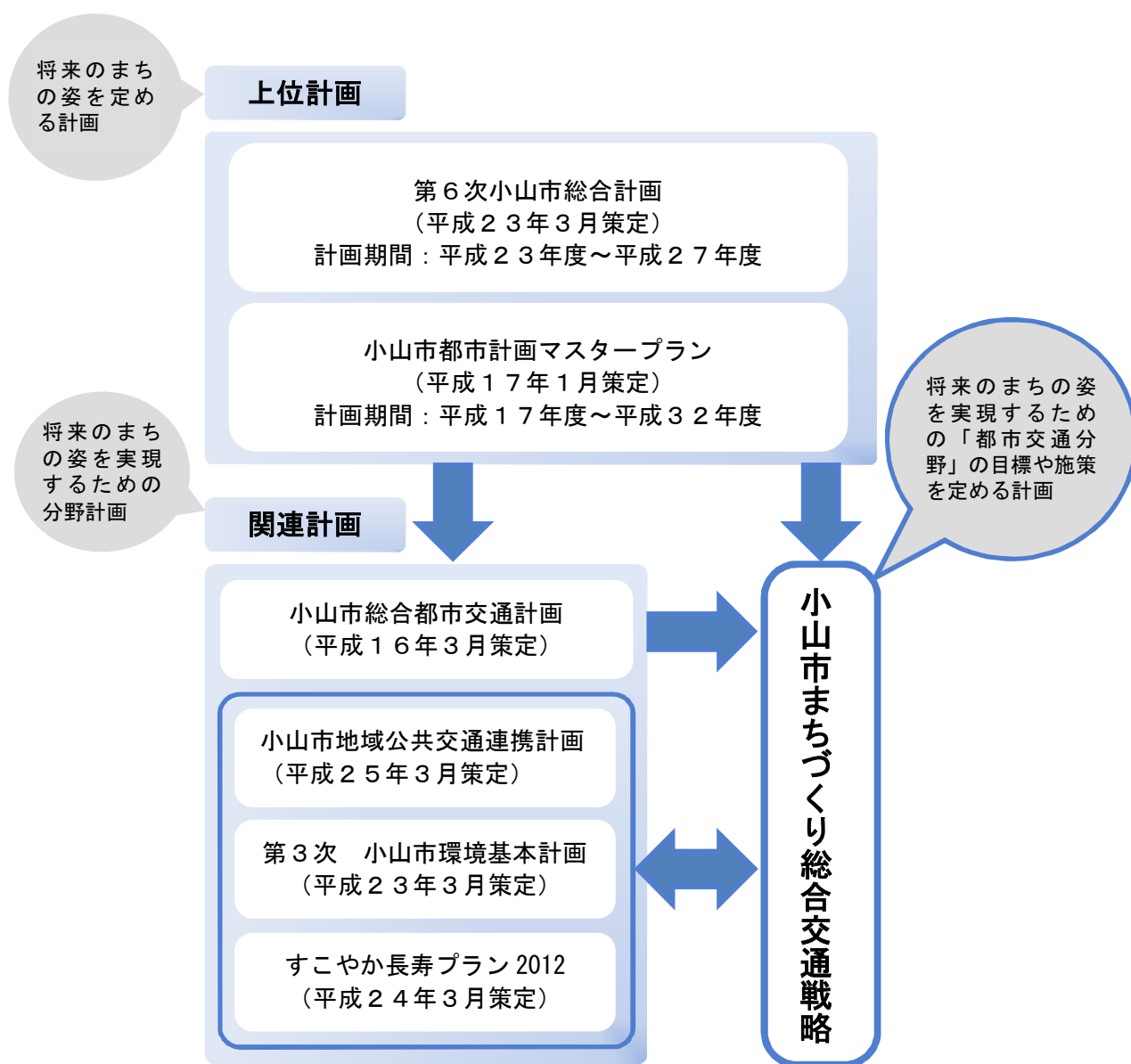


図 1-2